

感染症に伴う登園停止について

富士こども園ではお子様が感染症にかかった場合、学校保健安全法および厚生省の感染症対策ガイドラインを準用し、お子様の健康回復に必要な期間および他の園児へ病気をうつしやすい期間を「登園停止」とさせていただきます。感染症の流行防止を行っております。

お子様が下記にある感染症にかかった疑いのある場合は、速やかに医師の診断を受け、各施設までご連絡ください。発症後は何よりもお子様の病気の悪化や合併症の予防の為、療養を最優先していただき、速やかな回復を図ってくださるようお願いいたします。尚、感染症の種類によっては、再登園時に提出していただく書類がございます。該当する感染症に合わせて提出してください。裏面に各感染症に関する「感染しやすい期間」「登園のめやす」を記載しております。いかなる感染症に関して、感染力のある期間に配慮いただき、お子様の健康回復状態が、集団での園生活が可能な状態になってから再登園されるよう、くれぐれもご配慮ください。

再登園時に医師の「意見書（登園許可証明書）」が必要な病気

麻疹（はしか）	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	風しん（三日ばしか）
水痘（みずぼうそう）	流行性角結膜炎	結核
咽頭結膜熱（プール熱）	急性出血性結膜炎	百日咳
腸管出血性大腸菌感染症	髄膜炎菌性髄膜炎	

上記の感染症にかかった場合、下記の「意見書（登園許可証明書）」を医師に記入していただき、切り取って再登園日に提出してください。

※インフルエンザ（発症した後 5 日を経過せず登園可能の場合）

医師の診断を受け、再登園時に「登園届」が必要な病気

溶連菌感染症	マイコプラズマ肺炎	手足口病
伝染性紅斑（リンゴ病）	ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルス等）	ヘルパンギーナ
RSウイルス感染症	帯状疱疹	突発性発疹

上記の感染症にかかった場合、下記の「登園届」をご記入後、切り取って再登園日に提出してください。

※インフルエンザ（発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過すること）は「インフルエンザにおける療養報告書」を提出してください。

意見書（登園許可証明書）

富士こども園長 殿

幼児氏名 _____

病名「 _____ 」

_____ 年 _____ 月 _____ 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

医師名 _____ 印またはサイン

登園届

富士こども園長 殿

幼児氏名 _____

病名「 _____ 」と診断され

_____ 年 _____ 月 _____ 日 医療機関名 _____

において病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____ 印